

令和4年第6回堺市教育委員会議事録

開催日	令和4年5月16日(月)
場所	堺市総合福祉会館5階第3研修室A・B
会議種類	定例会
議案・報告	議案第9号 令和5年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について 議案第10号 令和4年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について 議案第11号 市長からの意見聴取(令和4年度 堺市一般会計補正予算)について 議案第12号 市長からの意見聴取(工事請負契約の締結)について
教育長	日渡円教育長
出席委員	河盛幹雄委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員 長田翼委員
事務局出席者	山寄久樹教育次長 長山秀基教育監 中山真裕美教委総務部長 岩井伸司教委総務課長 竹内新学校教育部長 桑田裕介教育課程課長 井村美穂学校管理部長 飯田繁夫学校施設課長 橋本宏司教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐 楠本奈央子教育政策課企画係長
署名委員	河盛幹雄委員 長田翼委員
開会宣言	午前10時
日渡円教育長	これより、令和4年第6回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 教育政策課課長補佐から諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましても、案件に関係する理事者全員が出席しています。
日渡円教育長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、河盛委員、長田委員を指名します。 次に、さきにお配りしました、令和4年第5回教育委員会議事録を承認することにご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって、議事録は承認されました。 これより日程に入ります。 日程につきましては、先にお示ししたとおりです。 まず、日程第1の前に、お諮りします。 日程第2「議案第10号、令和4年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」は、人事に関する議案であるため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 続いて、日程第3、日程第4「議案第11号及び第12号『市長からの意見聴取』について」の2件は、報道発表等による公表前であるため、秘密会とすることにご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 次に、日程第1「議案第9号 令和5年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」及び日程第2「議案第10号 令和4年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」ですが、鈴木委員、新谷委員におかれましては、教科書の著作・編集に関

	<p>わられたことがあるため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 6 項」の規定に基づき、議案第 9 号及び 10 号の議事に参与することができませんので、一旦ご退席いただきます。</p>
<p>議案第 9 号から議案第 10 号について、鈴木真由子委員、新谷奈津子委員は退席</p>	
【案 件】	<p>議案第 9 号 令和 5 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について</p>
日渡円教育長	<p>それでは、日程第 1 「議案第 9 号 令和 5 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 桑田裕介教育課程課長	<p>議案第 9 号、令和 5 年度に堺市立学校で使用する教科用図書採択の基本方針及び採択基準について、ご説明します。本案は、令和 4 年度の教科書採択にあたり、堺市教育委員会の基本方針及び採択基準の策定について、議案として上程させていただくものです。</p> <p>はじめに、今年度の教科用図書採択の概要について説明します。</p> <p>今年度は、高等学校の教科用図書及び学校教育法附則第 9 条の規定による支援学校小学部及び中学部並びに支援学級における教科用図書（いわゆる一般図書）の採択替えの年度となります。</p> <p>小中学校において使用する教科用図書は、教科書無償措置法施行令第 15 条第 1 項の規定により、基本的に同一の教科用図書を 4 年間採択しなければならないとされています。平成 29 年 3 月に学習指導要領が告示され、小学校では令和 2 年度、中学校では令和 3 年度より新学習指導要領に基づいた指導が全面实施となり、その全面实施にあわせて、教科用図書の採択替えを小学校は令和元年度、中学校は令和 2 年度に行いました。したがって、小中学校における教科用図書の使用期間は、小学校は令和 2 年度から 5 年度までの 4 年間、中学校は令和 3 年度から 6 年度までの 4 年間となり、それぞれの 4 年間は、小学校では令和元年度、中学校では令和 2 年度に採択した教科用図書と同一の教科用図書を採択することとされています。</p> <p>続きまして、教科用図書採択の基本方針及び採択基準について説明します。</p> <p>教科用図書採択の基本方針としましては、令和元年度及び令和 2 年度に調査研究した結果や採択理由等をふまえることから、今回も同様の基本方針としたいと考えています。別紙 1 をご覧ください。教科用図書採択の基本方針については、次の 4 点をあげております。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学習指導要領の趣旨に即し、各教科の目標を達成するとともに、本市の地域性や児童生徒の実態に応じた最も適切な教科書を採択する。 2 知識・技能を確実に習得させ、思考力、判断力、表現力等をはぐくむといった教科学力とともに、学びの基礎力や社会的実践力を含む総合的な学力を養うために最も効果的な教科書を採択する。 3 教科書の内容の調査研究にあたっては、人権の観点を尊重するとともに、より広い視野からの意見もふまえて綿密に行い、公正かつ適正に教科書を採択する。 4 教科書採択を公正かつ適正に行うために、静ひつな採択環境を確保する。 <p>次に、教科用図書の採択基準について説明します。</p> <p>別紙 2 をご覧ください。本市立学校における教科用図書採択については、大阪府教育委員会が示す採択の基本事項に基づき定めています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、2 では、小学校及び中学校については、令和 4 年度と同一の教科用図書を採択することを記載しています。 3 では、支援学校及び支援学級における一般図書については、本年度も採択替えを行いますので、その基準について記載しています。 4 では、高等学校については、1 年生の教科用図書については、平成 30 年度告示の高等学校新学習指導要領の適用を受けるため、「高等学校用教科書目録（令和 5 年度使用）」の第 1 部に登載されている教科用図書のうちから採択し

	<p>ます。</p> <p>平成 21 年度告示の学習指導要領が適用される 2 年生以降の生徒が使用する教科用図書は、同目録の第 2 部に登載される教科用図書のうちから採択します。ただし、保健体育、芸術、福祉、体育、音楽及び美術については、その全部又は一部について、平成 30 年度告示の学習指導要領の規定によることとすることができていることから、その場合は、同目録第 1 部に登載されている教科用図書のうちから採択することができます。</p>
日渡田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>教科書が 4 年に 1 回改訂されますので、令和元年度及び令和 2 年度改訂時の方針基準については、教科書が使用されている間は踏襲して行こうということになります。今回教科書の全面改訂の時期ではないため、本提案ということになっています。</p> <p>本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、ご意見、ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議はありませんか。ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
(議案第 10 号～議案第 12 号は、秘密会)	
【案 件】	議案第 10 号 令和 4 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について
日渡田教育長	<p>次に、日程第 2「議案第 10 号 令和 4 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について」を、議題とします。</p> <p>提案理由を説明してください。</p>
【説 明】 桑田裕介教育課程課長	<p>議案第 10 号、令和 4 年度堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について、ご説明します。</p> <p>本件は、教科用図書選定委員会委員の委嘱又は任命について、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 5 号に規定する重要なものとして、教育委員会の議決事項として上程するものです。</p> <p>本市では、当該年度に定める「堺市立学校で使用する教科用図書採択の方針及び採択基準」に基づき、堺市立義務教育諸学校において使用する教科用図書について、調査及び研究を行うため、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会を設定しています。</p> <p>その委員構成については、堺市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則 2 条の規定に基づき堺市立義務教育諸学校の児童又は生徒の保護者、義務教育諸学校の校長、教頭及び教諭、教育委員会事務局の職員のうちから、教育委員会が委嘱又は任命します。</p> <p>今回、令和 5 年度に使用する教科用図書採択にあたり、選定委員を委嘱又は任命するものです。</p> <p>委嘱又は任命の日については、令和 4 年 5 月 23 日を予定しており、令和 5 年 3 月 31 日までの任期となっています。</p> <p>なお、委嘱書又は辞令書については、令和 4 年 5 月 23 日第 1 回選定委員会において各選定委員に交付します。</p>
日渡田教育長	<p>説明が終わりました。</p> <p>本件について、ご意見・ご質問はありますか。ご意見・ご質問なしと認めます。</p> <p>本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案のとおり可決されました。</p>
【採 決】	可決
【案 件】	議案第 11 号 市長からの意見聴取（令和 4 年度 堺市一般会計補正予算）について

日渡田教育長	次に、日程第3、「市長からの意見聴取（令和4年度 堺市一般会計補正予算）について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
【説明】 岩井伸司教委総務課長	<p>議案第11号につきましては、令和4年第2回市議会（定例会）に提出する議案に関しまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。</p> <p>本件は、令和4年度一般会計補正予算案のうち、教育委員会に関連するものです。</p> <p>教育委員会が所管する現計予算に係る補正額は、歳入予算で、国庫補助金が、4億8,295万7千円の減額、市債が、19億1,760万円の減額、歳出予算が25億5,929万9千円の減額となっております。</p> <p>まず、歳入予算の国庫支出金と市債につきましては、学校建設費において、令和4年度当初予算で執行予定であった事業について、国の前倒し補正により令和3年度補正予算措置し、繰越明許費で執行することとなったため、該当する事業について現年度予算の一部を減額補正するため、それに伴う歳入予算も同様に減額補正するものです。</p> <p>続きまして、歳出予算についてです。</p> <p>大きくは3点です。</p> <p>1点めは、新型コロナウイルス感染症に関するものです。</p> <p>内容としましては、修学旅行等のキャンセル料等への補助や教職員入館料の増額分対応として、教育活動支援事業について、2,752万1千円を増額します。</p> <p>こちらは、新型コロナウイルスにより修学旅行等が延期になった場合の違約金等を補助するものです。また、日程変更などにより教職員の入館料が増加した場合に、当初予定との差額分の負担を行うものです。</p> <p>次に、施設利用キャンセルに伴う利用料の還付として、教育文化センター管理業務について、179万円を増額します。</p> <p>こちらは、指定管理者に対して、令和4年1月27日から令和4年3月21日までの大阪府全域の、まん延防止等重点措置要請の期間における、施設利用キャンセルに伴う還付金の補填を行うものです。</p> <p>次に、美原図書館における空調設備改修工事設計業務として、図書館管理運営事業について181万6千円を増額します。</p> <p>こちらは、美原図書館の空調設備機器が1系統故障しており、管内の空気の循環及び換気の機能強化を行うため、工事設計業務を委託するものです。</p> <p>2点めは、先ほど歳入予算で説明させていただいた、学校建設費の減額補正でありまして、内訳としましては、小学校施設等整備事業を20億5,603万7千円減額、中学校施設等整備事業を5億3,834万9千円減額します。</p> <p>3点めは、その他の項目としまして、堺高校指導要録等改修業務として、学校教育ICT化推進事業について396万円を増額します。</p> <p>こちらは、文部科学省による学習指導要領改訂に伴い、現在の通知表及び指導要録の帳票を新しい学習指導要領に対応したものとするために、堺高等学校教務システムの改修を行うものです。</p> <p>最後に、地方債の補正についてです。</p> <p>こちらは、先ほどご説明しました学校建設にかかる経費の減額に伴い、地方債の限度額も減額する内容です。</p>
日渡田教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見・ご質問なしと認めます。 本件については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採決】	可決
【案件】	議案第12号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について

日渡田教育長	次に、日程第4「議案第12号 市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）について」を、議題とします。 提案理由を説明してください。
飯田繁夫学校施設課長	議案第12号「市長からの意見聴取（工事請負契約の締結）」につきましては、令和4年第2回市議会（定例会）に提案するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたものです。 本件は、東三国丘小学校校舎改築工事の契約締結に関するものであり、児童数増加及び既存校舎棟の老朽化に対応するため、校舎の改築を行うものです。 工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造地上5階建ての校舎棟改築、鉄骨造3階建ての渡り廊下棟新築、既設改修、屋外附帯及び昇降機設備工事を行うものです。 総合評価一般競争入札を行いました結果、株式会社隆栄建設を落札者と決定し、令和4年4月25日に、12億7,380万円の仮契約を締結したものです。
日渡田教育長	説明が終わりました。 本件について、ご意見・ご質問はありませんか。 ご意見、ご質問なしと認めます。 本件につきましては、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 ご異議なしと認めます。 よって本件は、原案のとおり可決されました。
【採 決】	可決
閉 会 宣 言	午前10時20分
日渡田教育長	以上をもちまして、定例会に付議されました案件は、全て議了しました。 これをもって、令和4年度第6回教育委員会を閉会します。